

【写】

富最賃審第 11 号
令和 6 年 10 月 28 日

富山労働局長 小島 悟司 殿

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

令和 6 年 8 月 21 日付け富労発基 0821 第 2 号をもって貴職から諮問のあった
標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達
したので答申する。

なお、審議経過は別紙 2 のとおりである。

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,002円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

審議経過

令和6年10月1日 第1回専門部会
(議事)

専門部会長及び同代理の選出について
専門部会運営規程(案)について
特定最低賃金審議運営事項について
専門部会の審議日程(案)について
労働経済等関係指標について
最低賃金に関する基礎調査結果について
金額審議における留意点について
参考人の意見表明について
労使各側の基本的主張について
金額等審議

令和6年10月9日 第2回専門部会
(議事)

金額審議

令和6年10月28日 第3回専門部会
(議事)

金額審議 結審 (全会一致)